

令和4年7月請求分から 下水道使用料を引き下げます

問い合わせ 上下水道課 経営管理係 ☎(408)4024

下水道条例の改正案が

11月定例議会で可決されました

下水道使用料を令和4年4月1日から平均改定率7・58%減、令和4年度と令和7年度の4年間で総額約3億6000万円引き下げとなる見込みです。これは令和2年12月時点の県内他市町村の20㎡あたりの下水道使用料と比べて5番目に安い使用料となります。改正の適用時期は令和4年7月請求分からです。(令和4年4月1日以降に新規で
使用を開始する人は6月請求分から適用されます)

下水道使用料の現行と改定後の比較(消費税込)

	排出汚水量	改定後	現行
基本使用料 (1カ月につき)	一律	825円	836円
従量使用料 (排出汚水量1㎡あたり)	1-10㎡	55円	55円
	11-20㎡	143円	170.5円
	21-30㎡	176円	203.5円
	31-40㎡	209円	236.5円
	41-50㎡	242円	258.5円
	51-100㎡	275円	280.5円
	101-500㎡	308円	341円
	501㎡以上	341円	374円

※下水道使用料は合計額から1円未満を切り捨てた額となります。

なお、水道料金は、今後は人口減少や老朽化施設の改修など大変厳しい経営状況となる見込みです。普及率の向上や施設の統廃合などによる更なる経営の効率化を図ることで現行料金を据え置きます。本市は近隣市と比べて上下水道料金が低い状況ですが、今回の改定で筑紫地区5市の中で2番目に安い料金となります。

下水道使用料比較(1カ月の使用料・消費税込)

排出汚水量	改定後	現行	引き下げ額
10㎡	1,375円	1,386円	△11円
20㎡	2,805円	3,091円	△286円
30㎡	4,565円	5,126円	△561円
40㎡	6,655円	7,491円	△836円
50㎡	9,075円	10,076円	△1,001円
100㎡	22,825円	24,101円	△1,276円

上下水道料金の近隣市との比較(1カ月の料金・消費税込)

安い順	自治体	料金
1	大野城市	6,583円
2	太宰府市(改定後)	6,776円
3	春日市	6,812円
4	筑紫野市	6,890円
5	那珂川市	7,062円
—	太宰府市(現行)	7,062円

※水量は上下水道ともに20㎡ご使用された場合です。(一般的な家庭の水量)
 ※水道料金は、家事用でメーター口径13mmをご使用の場合です。
 ※他市の上下水道料金については令和3年10月時点です。

